



平成 30 年 3 月 20 日

各位

会 社 名 東洋紡株式会社
代表者名 代表取締役社長 榎原 誠慈
(コード番号 3101 東証第 1 部)
問い合わせ先 財務部長 中嶋 久夫
(TEL 06-6348-3137)

劣後特約付ローンによる資金調達に関する条件決定のお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 23 日開催の取締役会において決議し、同日付で公表いたしました劣後特約付ローン（以下「本劣後ローン」という。）による総額 150 億円の資金調達に関し、本日、下記のとおり、詳細条件を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本劣後ローンの概要

調達額	金 150 億円
契約締結日	平成 30 年 3 月 20 日
実行日	平成 30 年 3 月 26 日
最終弁済期日	平成 90 年 3 月 28 日 但し、当社は平成 35 年 3 月以降の各利息支払日において、元本の全部または一部を期限前に弁済することができる。
利息の強制停止	(a) 当社の年次連結財務諸表上の数値を用いて計算される EBITDA マージン(営業利益と減価償却費の合計額の売上高に対する割合)が当該利払日の直近 2 連続事業年度にわたり 6 % 未満の場合、又は (b) 当該利払日の直近の当社の年次連結財務諸表若しくは第 2 四半期連結財務諸表上の数値を用いて計算される資本合計(純資産と純負債の合計額)に対する純負債(有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額)の割合が 70% を超えた場合には、当該利払日における利息の全額の支払いが停止される。 上記のほか、分配可能額が必要額に満たない場合その他一定の場合にも利息の全額又はその一部の支払いが停止される。

<p>利息の任意停止</p>	<p>強制停止事由が発生しておらず、かつ継続していない場合に、当社の裁量により利息の全額又はその一部の支払いを停止できる。</p>
<p>リプレースメント条項</p>	<p>当社は、本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の6ヶ月以内に、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している。</p> <p>但し、借入実行から5年経過後以降に期限前弁済する場合において、以下のいずれの要件も充足する場合を除く。</p> <p>① 期限前弁済を通知する時点において発表されている最新の連結貸借対照表に基づいて計算される連結株主資本の金額が1,552億円以上となった場合</p> <p>② 期限前弁済を通知する時点において発表されている最新の連結貸借対照表に基づいて計算されるD/Eレシオが1.0倍を下回った場合</p>
<p>劣後条項</p>	<p>当社に対して、清算手続の開始、破産手続の決定、会社更生手続開始の決定または民事再生手続の決定等がなされた場合、本劣後ローンの貸付人は、優先株式および本劣後ローンを含む同順位劣後債権等を除く一切の債務全額が支払われた後に、契約に従って弁済を受けることができる。</p> <p>本劣後ローンの各条項は、上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、かかる変更の合意は効力を生じない。</p>
<p>格付機関による本劣後ローンの資本性評価</p>	<p>株式会社格付投資情報センター：「クラス4」「70」 株式会社日本格付研究所：「高」「75」</p>
<p>貸付人</p>	<p>株式会社みずほ銀行、三菱UFJリース株式会社、三井住友信託銀行株式会社、大同生命保険株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、東京センチュリー株式会社</p>

2. 本劣後ローンの目的・背景

本劣後ローンは、平成 26 年 3 月に当社が発行した劣後ローンの期限前弁済のための資金調達として実施するものです。(詳細につきましては、平成 30 年 2 月 23 日付の「新規劣後特約付ローンによる資金調達および既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ」をご参照ください。) 本劣後ローンについては、既存劣後ローンと同等の資本性が認められることで、当社の財務安定性維持に引き続き寄与するものとなります。

以 上